

.....

日本放送協会 理事会議事録

(2023年 2月14日開催分)

2023年 3月 3日(金)公表

.....

<会議の名称>

理事会

<会議日時>

2023年 2月14日(火) 午前10時30分～10時55分

<出席者>

稲葉会長、林専務理事、板野専務理事、小池専務理事、
伊藤専務理事、児玉理事・技師長、中嶋理事、
熊埜御堂理事、山内理事、安保理事、山名理事
大草監査委員

<場所>

放送センター役員会議室

<議事>

稲葉会長が開会を宣言し、議事に入った。

付議事項

1 審議事項

- (1) 日本放送協会放送受信規約の一部変更について
- (2) 総務省「放送法施行令の一部を改正する政令案等に関する意見募集」への対応について
- (3) インターネット活用業務審査・評価委員会委員の委嘱について

2 報告事項

- (1) 「令和5年度収支予算、事業計画及び資金計画」に付する総務大

臣の意見について

- (2) 2022年度第3四半期 視聴者活動の状況
- (3) 放送番組審議会議事録（資料）

3 審議事項

- (4) 第1418回経営委員会付議事項について

議事経過

1 審議事項

- (1) 日本放送協会放送受信規約の一部変更について
(視聴者局)

日本放送協会放送受信規約（以下、「受信規約」）の一部変更について、審議をお願いします。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響を踏まえ、2022年10月1日を施行日とした受信規約の変更により、2020年4月から2023年3月の放送受信料について支払いを猶予する措置を講じています。今回の受信規約の変更は、当該措置の対象とする期間を3期間（6か月）延長し、2020年4月から2023年9月の受信料について、支払いを延滞した場合であっても延滞利息は発生させないとするものです。施行日は2023年4月1日としています。

また、当該期間は延滞利息の発生要件である放送受信料の支払いを3期分以上延滞したときの期間に通算しないとしています。

今回の変更は、受信料制度等検討委員会の答申の内容を踏まえたものです。

本件が了承されれば、本日開催の第1418回経営委員会に諮り、議決が得られれば、総務大臣に認可を申請します。

- (会長) ご意見等がありませんので、原案どおり了承し、本日開催の第1418回経営委員会に諮ります。

(2) 総務省「放送法施行令の一部を改正する政令案等に関する意見募集」への対応について

(経営企画局)

総務省は、2022年6月に成立した「電波法及び放送法の一部を改正する法律」のうち、「公布から1年以内に施行される規定」の施行に向けて必要となる関係規定について、案を作成し、2023年2月16日まで意見募集を実施しています。これに対し、NHKとして意見を提出したいので、審議をお願いします。

NHKに関係するのは、主に「放送法施行規則等の一部を改正する省令案」の「還元目的積立金」と、外資規制のうち「役員規制」に関する部分です。

まず、「還元目的積立金」についてです。現時点で修正を求めるべき点はありませんが、財政安定のための繰越金の上限について、状況が変化した際には省令の変更を求める旨の意見を表明したいと考えます。意見案です。

「放送法施行規則の一部改正案のうち、還元目的積立金に関する諸規定については、概ね妥当と考えます。協会は、この省令が施行されましたら、この規定および本年1月に公表した『NHK経営計画(2021-2023年度)※2023年1月修正』(修正中計)に基づき、着実に視聴者への還元を実施していく考えです。

一点、修正中計では、災害時等の持続可能性を担保する財政安定のための繰越金について、『少なくとも500億円程度必要』としております。現在の省令案でも『500億円程度』を概ね確保することができると考えておりますが、今後、大規模災害や経済変化のリスクをより大きく見積もることが必要な状況となった場合には、省令の見直しをお願いすることも必要になると考えます。」

次に、外資規制のうち「役員規制」についての意見案です。

「外資規制の実効性を確保するための制度整備そのものに異論はありません。

再免許・認定更新の際、特定役員が日本国籍を有することを証する書類の提出が過度な負担とならないよう、なるべく簡便なものとするなど

の配慮を要望します。

あわせて、当協会への関係規定の適用に関連して意見を述べます。電波法第5条および放送法第93条で外国人等の特定役員への就任が禁止されているところ、協会においては、会長、副会長および理事に加えて、経営委員会の委員が特定役員に該当するものと理解しています。このうち経営委員会委員は、放送法第31条に基づき、両議院の同意を得て内閣総理大臣に任命されますが、日本国籍を有しないことは委員の欠格事由となっておらず、内閣総理大臣による罷免事由ともされていません。したがって、仮に、すでに任命された委員のうち1人でも日本国籍を有していないことが後日判明した場合には、協会の責によらない事情で電波法第5条および放送法第93条違反として免許・認定の取り消しが行われ得る状態になり、協会にはそれを是正する手立てがありません。経営委員会委員の任命にあたって日本国籍を有することについての確認が当然に必要ですが、それにとどまらず、任期中に日本国籍を維持することの重要性や行政がその点について確認することの必要性が委員に認識されなければならないと考えます。政府においては、委員の任命等に際してこうした点に十分配慮されるよう、この機会に要望します。」

放送事業者の経営のガバナンスに対するこうした規制は、同じく重要設備などに対する経済安全保障にも導入されてきているもので、協会全体のガバナンスとしては妥当なものと考えております。なお、放送などで「ダイバーシティー」の重要性を発信している公共メディアとして、NHKで働く仲間の多様性への配慮は大前提であることは言うまでもありません。

以上の内容が決定されれば、NHKの意見を総務省に提出します。

(会長) ご意見等がありませんので、原案どおり決定します。

(3) インターネット活用業務審査・評価委員会委員の委嘱について
(経営企画局)

「インターネット活用業務審査・評価委員会」の委員の委嘱について

審議をお願いします。

黒田敏史氏（東京経済大学准教授）、齊藤愛氏（千葉大学教授）、および、白山真一氏（上武大学教授）に、2023年2月24日付で再委嘱したいと思います。

（会 長） ご意見等がありませんので、原案どおり決定します。

2 報告事項

（1）「令和5年度収支予算、事業計画及び資金計画」に付する総務大臣の意見について

（経営企画局）

NHKの「令和5年度収支予算、事業計画及び資金計画」（以下、「収支予算等」）に付する総務大臣の意見が、2023年2月8日の電波監理審議会への諮問・答申を経て取りまとめられました。収支予算等にこの意見が付され、令和5年度に係る中期経営計画を添えられたうえで、2月10日の閣議を経て、国会に提出されました。この総務大臣の意見の内容について、報告します。

意見では、「変更後の『NHK経営計画（2021－2023年度）』（以下「中期経営計画」という。）に基づいて、徹底的な改革を行うことが求められる。」としています。そして、収支予算等について、「変更後の中期経営計画に基づいて令和5年10月以降、地上契約と衛星契約の双方において現行の受信料額から1割引き下げる値下げを盛り込み、視聴者への還元を行う点では評価ができる。」としたうえで、予算の執行に当たっては、「引き続き、公共放送の役割を果たすために必要な事業規模について不断の見直しを行い、事業経費の一層の合理化・効率化に取り組むとともに、受信料の適正かつ公平な負担の徹底に向けた取組を着実に進め、受信料収入と事業規模との均衡を早期に確保していくことが求められる。」「また、令和5年度には、還元目的積立金制度が新たに施行されることから、事業収支差金や資本収支差金の黒字が法令の趣旨に沿って国民・視聴者に還元されるよう、経営委員会によるガバナンスの下で、適切に予算を執行することが改めて求められ

る。」 「公共放送の担い手としての社会的使命を果たしつつ、『業務』・『受信料』・『ガバナンス』を一体的に改革することに不断に取り組むことが求められる。」とされています。

そのほか、特に配意すべき点として、「国内放送番組の充実」、「国際放送の充実等による総合的な海外情報発信の強化等」、「インターネット活用業務の適切な実施及び関係者間連携等」、「経営改革の推進」、「受信料の適正かつ公平な負担の徹底に向けた取組等」、「大規模災害及びサイバーセキュリティに対応するための公共放送の機能の強化」、「放送センターの建替及び公共放送の機能の地方分散等」の7項目を挙げています。

本件は、本日開催の第1418回経営委員会に報告します。

(2) 2022年度第3四半期 視聴者活動の状況

(視聴者局)

2022年第3四半期の営業活動の状況について報告をします。

まず、目標達成状況についてです。

受信契約の状況については、12月末で契約総数は21.7万件の減少、衛星契約は8.5万件の減少となりました。支払率は半期ごとに集計するため、第4四半期で報告しますが、衛星契約割合は53.1%で前年度末から0.1ポイントの向上となりました。また、訪問によらない取次については、新規契約取次は30万件、衛星契約取次は27万件となりました。

次に、年度別の受信料の収納状況についてです。

当年度分と前年度分を合わせた受信料収納額は、4,978億円となり、前年度同時期を51億円下回りました。年間計画に対する進捗率は74.2%となっています。

本件は、本日開催の第1418回経営委員会に報告します。

(3) 放送番組審議会議事録 (資料)

(メディア編成センター・国際放送局)

メディア編成センターと国際放送局から、中央放送番組審議会、国際

放送番組審議会、地方放送番組審議会（関東甲信越、近畿、中部、中国、九州沖縄、東北、北海道、四国）の2022年12月開催分の議事録についての報告。

3 審議事項

（4）第1418回経営委員会付議事項について （経営企画局）

本日開催の第1418回経営委員会の付議事項について、審議をお願いします。

付議事項は、議決事項として「日本放送協会放送受信規約の一部変更について」です。報告事項として「2022年度第3四半期 視聴者活動の状況」、『「令和5年度収支予算、事業計画及び資金計画」に付する総務大臣の意見について』、「インターネット社会実証（第二期）の実施について」です。

（会 長） ご意見等がありませんので、原案どおり決定します。

以上で付議事項を終了した。

上記のとおり確認した。

2023年 2月28日

会 長 稲 葉 延 雄